

# 広報 しらたか

おしらせ版

## 町の人口

1月1日現在

人口	16,560人 (-27)
男	8,089人 (-13)
女	8,471人 (-14)
世帯	4,728戸 (+2)

( ) は前月との比較

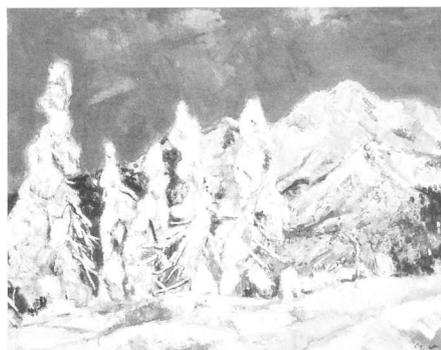
2月の業務時間延長日  
2/5,13,19,26

## 中央公民館展示案内

### ●1階ロビー

美術コーナー① 2月1日から3月31日まで

**故・梅津五郎画伯の絵画を展示します。**  
町に寄贈していただいた作品です。



▲故・梅津五郎画伯作「樹氷(1978年)」

美術コーナー② 1月9日から2月28日まで

### 「コーヒーカップ展」

所蔵：白鷹町  
県内外の窯でつくられた作品です。  
なお、12月号で「そば猪口展」とご案内いたしましたが都合により変更します。



▲左から、中善寺焼(白鷹町)、  
九谷焼(石川県)、天童焼(天童市)

### ●文化実習室 特別展

▼2月10日から21日まで(午前9時～午後9時)

**「あらと保育園卒園記念作品展」を  
開催します。**

### ●1階フロア

▼2月1日から3月31日まで

書 **「卯時酒」白樂天**  
海野久子さん(鮎貝)の書です。

## ギャラリーあんない

●鮎貝地区公民館ギャラリー  
(開催日:月～土曜日)  
「白鷹高等専修学校作品展」  
小さな手芸品などを展示します。  
(1月31日まで)

「あゆかい保育園小さな作品展」  
(2月2日から28日まで)



# 1.22

JAN  
2007  
NO. 961



図書館だより



■町内出版物の紹介

◇「刺し子と共に」 菅 ふさ子 著  
 著者は鮎貝在住で10年ほど前より刺し子の作成に取り組んでいます。3回目の展示会を記念して、写真集として発刊されました。「一日間違えると全部形が違ってくる。大変な刺し子です」とご自分で評しています。町内には刺し子を楽しんでいるかたが大勢いらっしゃるもお聞きしています。ぜひ図書館でご覧くださいませようお知らせします。

■今月の新刊 ここに掲載しているものは一部です。町ホームページでも紹介しています。

書名	著者名	出版社
薄闇シルエット	角田 光代	角川書店
海に落とされた名前	多和田葉子	新潮社
永遠の0	百田 尚樹	太田出版
大人が絵本に涙する時	柳田 邦男	平凡社
神の領域	堂場 瞬一	中央公論新社
気がつけば、まほろば人	宮原博通 編	ぎょうせい
今日から歩く!	湯浅 景元	大和書房
御隠居忍法亡者の鐘	高橋 義夫	中央公論新社
再生医療のしくみ	八代 嘉美	日本実業出版社
自然木・流木の木工		誠文堂新光社
死顔	吉村 昭	新潮社
使命と魂のリミット	東野 圭吾	新潮社
手で編む可愛い布ぞうり	小石 正子	河出書房新社
動物ウィルスが人間を襲う!	中島 捷久	PHP研究所
中庭の出来事	恩田 陸	新潮社
脳梗塞を治す本	堀居 昭	マキノ出版
爆心	青来 有一	文芸春秋
ひざが痛くてつらいときに読む本	黒田栄史 監	小学館
北極圏のサイエンス	赤祖父俊一	誠文堂新光社
目からウロコの経済のしくみ	西野 武彦	PHPエディターズ
闇鏡	堀川アサコ	新潮社
道連れ彦輔	逢坂 剛	文芸春秋

第238回 おはなしの会

2月3日 土曜日 午前10時より 図書館にて  
 楽しい絵本を準備して待っています。おいでください。

■2月の休館日 5. 12. 18. 26

平成19年度  
 白鷹町日々雇用職員(臨時・パート)の  
 登録を受け付けます

▼職種と賃金

職 種	資 格 要 件	賃金(時給)
一般事務 調理員 保育士・保育助手	平成19年4月1日現在 満65歳未満のかた	725円
学校用務員	平成19年4月1日現在 満65歳未満のかた 普通自動車免許取得者	
下水道普及相談員	普通自動車免許取得者	760円 ~1,188円
自動車運転手	有資格者(大型・大型特 殊運転免許等取得者)	
ボイラーマン	有資格者(2級以上)	900円
保育士	有資格者	760円
保健師	有資格者	1,375円

▼通勤手当相当割増賃金

- 2<sup>+</sup>メートル以上5<sup>+</sup>メートル未満 100円
- 5<sup>+</sup>メートル以上10<sup>+</sup>メートル未満 200円
- 10<sup>+</sup>メートル以上 300円

▼勤務形態

職種・職場により勤務時間、勤務日数が異なります。

▼提出書類

白鷹町臨時職員登録申請書  
 \* 役場総務課に準備しています。  
 町ホームページからもダウンロードできます。  
 (http://www.town.shirataka.yamagata.jp/)

▼締め切り

2月16日(金)(その後も随時受け付けます)

\* 書類を提出されたかたは「白鷹町日々雇用職員登録名簿」に登録され、必要に応じて名簿登録者の中から雇用します(名簿登録者全員が雇用されるわけではありません)。

■受付・問い合わせ

総務課総務係 (☎85-6120)

次世代につながるフラワー  
 長井線の風景フォトコンテ  
 スト 締め切り迫る!

▼テーマ フラワー長井線沿線の「花」自然景観「人びとの生活」街並み・施設

▼応募規格 四切りサイズ(ワイドサイズでも可)でカラー、モノクロは問いません。  
 \*画像合成処理をした作品は受付しません。

▼撮影期間 平成18年4月1日  
 ~平成19年3月30日

▼撮影部門  
 ①車窓からの撮影 フラワー長井線の車窓から撮影した写真及び列車内を撮影した写真で未発表のものに限ります。

・最優秀賞1点(賞金3万円)  
 ・特選2点(賞金1万円)  
 ・入選3点(賞金5000円)  
 ・佳作3点(副賞)

②列車撮影 フラワー長井線の列車が撮影されている写真で未発表のものに限ります。  
 ・最優秀賞1点(賞金2万円)  
 ・特選2点(賞金5000円)  
 ・入選3点(賞金3000円)  
 ・佳作3点(副賞)

\*すべて賞状が贈られます。  
 ▼応募締切 3月31日(土)  
 ▼入賞の発表 4月(予定)  
 入賞者に直接通知し、沿線市町広報紙やホームページ等で発表します。

▼応募上の注意  
 ①応募点数は、1人6点まで。

②応募作品は原則として返却しません。  
 ③応募作品の著作権は主催者側に属し、フラワー長井線の利用拡大等の目的で使用する場合があります。

④応募作品は必ず応募用紙(自作可)に必要な事項(撮影部門、題名、撮影場所、氏名、住所、電話番号、撮影日)を記入のうえ、裏面に貼り付けて応募ください。

⑤入賞作品にはフィルム、ネガ、画像データ等原版の提供を求めます。

⑥入賞は1人1賞とします。  
 ■応募先・問い合わせ 山形鉄道株式会社 ☎993-1008  
 4長井市栄町1-10 ☎88-12002 または政策改革課政策企画係 ☎85-6123

米坂線全線開通70周年記念「米坂線に乗って、米坂線を写そう!」フォトコンテスト・締め切り迫る!

▼部門(テーマ)  
 !車窓から  
 ②米坂線とひと  
 ③米坂線の車両

▼締め切り 1月31日(水)  
 ※募集規定については広報紙または9月12日号をご覧ください。詳細や応募方法などはお問い合わせください。

■応募先・問い合わせ 米坂線整備促進期成同盟会事務局(0254-164-11476)

3

## 母子健康手帳の交付

お母さんとお子さんの健康を守るために、妊婦さん全員に交付しています。

●随時交付しますが、保健師が留守の場合がありますので、事前に電話などでご連絡ください。

●場所：健康福祉センター

## 赤ちゃん健診

●日程：

月 日	健 診	対 象 児
2月7日(水)	3カ月児 9カ月児	平成18年10月生まれ 平成18年4月生まれ
14日(水)	2歳6カ 月児歯科	平成16年3月21日 ～7月31日生まれ
22日(木)	3歳児	平成15年7月26日 ～9月30日生まれ
28日(水)	1歳6 カ月児	平成17年6月1日 ～7月31日生まれ

●会場：健康福祉センター

●内容と受付時間

3カ月児……昼12時30分～1時

9カ月児……午後1時～1時20分

2歳6カ月児歯科…午後1時～1時20分

1歳6カ月児・3歳児

………昼12時30分～1時25分

●持ち物

母子健康手帳、バスタオル、問診票（3カ月児・9カ月児は事前に配布、2歳6カ月児歯科・3歳児・1歳6カ月児は郵送）、3カ月児・9カ月児健診のかたは予防接種予診票

●注意

\*問診票と母子健康手帳の「保護者の記録」を必ず記入しておいでください。

\*1歳6カ月児・3歳児健診は郵送する問診票で指定された時間においでください。

\*待ち時間を少なくするため受付時間をずらしていますので、ご協力ください。

\*お子さんが、当日具合が悪かったり、1週間以内に人にうつる可能性のある病気（みずぼうそう、インフルエンザ、突発性発疹、とびひなど）にかかったりしたときは事前に電話などでご連絡ください。

## 日本語の通訳が必要なかたへ

母子健康手帳交付時、両親学級や赤ちゃん健診などで通訳をお願いすることができます。必要なかたは事前にご連絡ください。

## 各種相談

### 【すこやか子ども何でも相談】

お子さんの健康や育児のことなど、どんな小さなことでも一人で悩まず、ご相談ください。

### 【健康相談】

赤ちゃんからお年寄りまで、体や心の健康に関すること全般

\*保健師、栄養士が相談をお受けします。

### らくらくスマイル教室を開催しています！

健康づくりのための体操教室です。メタボリックシンドローム予防のため、ぜひご参加ください。

●2月1日(木) 15日(木)

昼の部 午後1時30分～3時

夜の部 午後7時～8時30分

●内容

ストレッチング・リズム体操・ボール体操ほか

●申込・問い合わせ

健康福祉課健康推進係 (☎86-0210)

## ファミリーサポートセンターをご利用ください

ファミリーサポートセンターとは、子育てのお手伝いを受けたいかた（利用会員）と子育てを応援できるかた（協力会員）で構成される会員組織です。

### ▼利用対象（利用会員）

町内にお住まいのかたで、概ね小学校低学年以下の子どもの保護者

### ▼会員登録

利用するには会員登録が必要です。登録用紙は子育て支援センター（健康福祉課内）にあります。

※利用料金など、詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ 健康福祉課

子育て支援センター係 (☎86-0212)

## 子育て支援センター 2月のあそび広場

（時間 午前9時30分～11時）

### 【赤ちゃん広場（火曜日）】

▼会場 健康福祉センター

6日、13日、20日、27日

### 【すこやかあそび広場】

▼会場 健康福祉センター（木曜日）

1日、8日、15日、22日

▼会場 鮎貝地区公民館（金曜日）

2日、9日、16日、23日

### 【地区広場（月曜日）】

5日 蚕桑地区公民館

19日 東根地区公民館

26日 萩野ふれあい館

### 【相談日】

個別に相談があるかたはおいでください。

▼日時 毎週火、木曜日午後1時～3時

▼会場 健康福祉センター

■問い合わせ 健康福祉課

子育て支援センター (☎86-0212)

## 生活相談所の相談日

2月7日(水) 弁護士相談並びに一般相談

2月14日(水) 一般相談

2月21日(水) 行政相談

2月28日(水) 一般相談

▼会場：老人福祉センター

▼時間：午前10時から午後3時まで

▼弁護士：安部 敏さん

\*弁護士相談は前日までに要予約、午後1時35分から3時35分まで。相談は無料。

■問い合わせ

白鷹町社会福祉協議会 (☎86-0150)

## 「結婚相談室」の開設

▼いつ 2月13日(火) 午後1時～5時

▼どこで 老人福祉センター

▼相談料 無料

\*事前に連絡があれば、相談時間など調整します。プライバシー厳守。

■問い合わせ

産業振興課商工振興係 (☎85-6136)

## 農業委員会のお知らせ

●2月の農業委員会総会開催日

2月26日(月)

●農地法関係の申請締め切り日

2月13日(火)

■問い合わせ

農業委員会農地調整係 (☎85-6128)

## 雪による煙突などの被害について

本格的に雪の降る季節になりました。

ところで、皆さんのお宅の煙突や排気筒、ガスボンベは大丈夫でしょうか。雪に埋まっていたり、軒先から垂れる雪で破損していませんか。そのままにしておくと、火災や一酸化炭素中毒になる恐れがあります。煙突・排気筒・ガスボンベを点検し、補強したりこまめに除雪をしましょう。

また、万が一の火災の際、消火活動が迅速に行うことのできるよう、お近くの「消火栓」や「防火水槽」等の除雪にもご協力をお願いいたします。



■雪による災害時の問い合わせ  
総務課生活安全係 (☎85-6122)  
消防署白鷹分署 (☎85-5242)

# 人事行政の運営等の状況を公表します

町政に対してより一層のご理解をいただくために、「白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の状況についてお知らせ致します。

## I 各任命権者からの報告の概要

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

#### ① 職員の採用の状況

平成17年度は、医療職1人(1人)の職員を採用しました。\*( )内は、女性の数です。

#### ② 再任用の状況

再任用職員は、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち、あらためて採用される職員で、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。平成17年度において、再任用職員の採用はありません。

#### ③ 職員の退職の状況

平成17年度における職員の退職の状況は下表のとおりです。

	行政職	保育士	医療職	技能労務職	教育職	計
定年退職	0人	1人	0人	2人	0人	3人
勸奨退職	3人	2人	0人	0人	0人	5人
自己都合	0人	0人	2人	0人	0人	2人
その他(死亡)	1人	0人	0人	0人	0人	1人
合計	4人	3人	2人	2人	0人	11人

#### ④ 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分 部門	職員数		増減数	主な増減理由	
	17年度	18年度			
一般行政	議会	2人	2人	0人	
	総務	33人	30人	△3人	退職不補充による減、業務縮減による減
	税務	13人	13人	0人	
	労働	1人	1人	0人	
	農林水産	14人	13人	△1人	事務統合による減
	商工	7人	6人	△1人	事務統合による減
	土木	9人	9人	0人	
	民生	47人	46人	△1人	保育部門職員の減
	衛生	10人	9人	△1人	衛生部門職員の減
小計	136人	129人	△7人		
特別行政	教育	27人	26人	△1人	公民館部門職員の減
公営企業等	病院	59人	57人	△2人	診療部門職員の減
	水道	5人	5人	0人	
	下水道	4人	4人	0人	
	その他	11人	11人	0人	
	小計	79人	77人	△2人	
合計	242人	232人	△10人		

### 2. 職員給与の概要

#### ① 総括

人件費の状況(平成17年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 (18.3.31現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)
16,618人	73億7,774万円	3億4,008万円	14億9,258万円	20.2%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

職員給与費の状況(平成18年度一般会計当初予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
160人	6億5,243万円	7,933万円	2億4,329万円	9億7,505万円	609万円

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

年度	白鷹町	県内町村平均	全国平均	山形県
平成13年度	96.7	—	—	—
平成17年度	92.1	94.4	93.7	100.5
平成18年度	93.3	93.8	93.5	100.6

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

② 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（町・県は平成18年4月1日、国は同年1月15日現在）

区 分	白 鷹 町		山 形 県		国	
	平均月額	平均年齢	平均月額	平均年齢	平均月額	平均年齢
一般行政職	333,300円	43歳4月	363,900円	42歳11月	328,477円	40歳4月
	365,500円		427,200円		381,212円	
技能労務職	318,300円	43歳9月	332,000円	42歳4月	286,500円	48歳4月
	340,400円		368,500円		318,595円	

(注) 平均月額上段の数値は平均給料月額であり、職員の基本給の平均である。  
平均月額下段の数値は、給料月額と毎月支払われる諸手当を含めたものである。

職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	白 鷹 町	山 形 県	国
一般行政職	大学卒 170,200円	170,200円	I種 179,200円
			II種 170,200円
技能労務職	高校卒 138,400円	138,400円	138,400円
	高校卒 138,200円	134,000円	135,600円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	経験年数 10～15年	経験年数 15～20年	経験年数 20～25年
一般行政職	大学卒 287,500円	312,500円	362,300円
	高校卒 238,400円	284,100円	328,800円
技能労務職	高校卒 228,600円	286,100円	308,900円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

③ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主 事	主 事	主 任	係 長	課長補佐	課 長	
職員数	7人	25人	50人	44人	13人	9人	148人
構成費	4.7%	16.9%	33.8%	29.7%	8.8%	6.1%	100.0%

(注) 1. 級区分は、町の給与条例によるものです。  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

昇給期間短縮の状況

16年度	区 分	一般行政職	17年度	区 分	一般行政職
	職員数	A		167人	職員数
普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数	B	15人	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数	B	9人
	比 率	B/A		9.0%	比 率

④ 特別職の報酬等の状況

（平成18年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当	
給 料	町 長	648,000円	6月期 1.6月 12月期 1.7月 計 3.3月	27.216カ月
	助 役	554,400円		15.888カ月
	教育長	532,000円		11.328カ月
報 酬	議 長	310,000円	計 3.3月	/
	副議長	250,000円		
	議 員	235,000円		

(注)  
○町長、助役、教育長はそれぞれ20%、12%、5%町独自削減後の金額です。  
○期末手当は35%の加算措置があります。  
○退職手当は任期満了毎支給され、支給月数は4年間在職した場合です。

⑤ 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当の状況（平成18年4月1日現在）

（単位：月）

区 分	6月期			12月期			計		
	白鷹町	国	比較	白鷹町	国	比較	白鷹町	国	比較
期末手当	1.20	1.40	△0.20	1.36	1.60	△0.24	2.56	3.00	△0.44
	1.24		△0.16	1.42		△0.18	2.66		△0.34
勤勉手当	0.725	0.725	0	0.725	0.725	0	1.45	1.45	0

（注）制度上の段階、職務の級による加算措置があります。

期末手当上段は管理職、下段は管理職以外の職員の支給月数です。町独自削減を実施しています。

退職手当の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	自己都合	定年・勤奨	
支 給 率	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分
	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期勤奨退職者（2%から20%加算）		

時間外勤務手当の状況（一般会計決算）

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成16年度	39,618千円	22万9千円
平成17年度	30,413千円	19万円

特殊勤務手当の状況（平成17年度一般会計決算）

手当支給職員の割合	27.5%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	2万9千円
手当の種類(手当数)	3
手当の内容	1. 保育業務に従事する園長及び保育士に対する手当 2. 税務事務に従事する職員に対する手当 3. 特殊自動車の運転業務に従事する職員に対する手当

（平成17年度病院会計決算）

手当支給職員の割合	100%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	47万6千円
手当の種類(手当数)	11
主な手当の内容	1. 放射線、試薬等を扱う危険業務 2. 死体処置搬出等の業務 3. 手術に従事する場合

（平成17年度水道事業会計決算）

手当支給職員の割合	60.0%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	5千円
手当の種類(手当数)	1
手当の内容	夜間休日等に緊急に現場出勤を要する場合

その他の手当（平成18年4月1日現在）

手 当 名	内 容	国の制度との異同	支給実績 (17年度一般会計決算)	支給対象職員1人当たり平均支給月額
扶養手当	扶養家族のある職員	同	17,115千円	16,700円
管理職手当	管理職（課長級）の役職にある職員	異	3,325千円	30,900円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員	同	13,261千円	(83,500)円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	異	7,797千円	5,600円
住居手当	住宅を借り受けている職員	同	5,523千円	5,700円
児童手当	小学3年生までの児童をもつ職員	同	1,900千円	6,250円

※年額平均

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### （1）職員の休日

（イ）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（ロ）1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（（イ）の日を除く）

#### （2）勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり40時間と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分までの勤務となります。そのうち、12時から12時15分までと17時から17時15分までの間は、休息时间、12時15分から13時までの間は休憩時間となっています。

なお、一部の職場においては、その業務の実情に応じて職員の勤務時間の割り振りを行っています。

### (3) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。

なお、特別休暇の主な種類は、次のとおりです。

- ・出産の場合 ・妻の出産の場合 ・結婚の場合 ・生後1年に達しない子を育てる場合 ・忌引の場合
- ・配偶者及び父母の祭日の場合 ・夏季における盆等の諸行事等に対応する場合 ・感染症の場合
- ・災害等により出勤することが著しく困難であると認められる場合

## 4. 職員の分限及び懲戒処分状況

### (1) 分限処分の状況

平成17年度において、免職処分及び降任処分された職員はいませんでした。

また、平成17年度に休職処分された職員は、1人となっています。

### (2) 懲戒処分の状況

平成17年度において、懲戒処分を受けた職員は1人（戒告1人）でした。

処分事由別にみると、信用失墜行為関係となっています。

## 5. 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務の免除

職員は、法律または条例に定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。ただし、「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や職務上必要な教養を目的とする講習会、講演会等に参加する場合などに、職務専念義務が免除されることがあります。

### (2) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねる、報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事等してはならないとされています（地方公務員法第38条）。平成17年度における許可件数は62件となっています。主な事由は、国勢調査の調査事務に従事したものです。

## 6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の概要

平成17年度に実施した研修は、以下のとおりです。

研修区分	コース数	延べ人数
町独自研修	6コース	344人
派遣研修	29コース	60人

### (2) 職員の勤務成績の評定

役職職員については、指導・統率、責任感、仕事の速度・確実性、企画・判断を、また、一般職員については、勤勉、責任感、仕事の速度・確実性、注意力、職務知識を評定し、昇任、昇格及び人事配置の参考としています。

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第35条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は山形県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸し付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。その他の福利厚生事業として、本町において健康増進等を図る目的で、職員厚生会に補助金を交付しました。

### (2) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。平成17年度に公務災害と認定された件数は3件となっています。

## II 公平委員会の業務の状況

### 1. 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成17年度で、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

### 2. 不利益処分に関する不服申立の状況

平成17年度は、該当ありませんでした。

問い合わせ  
役場総務課 総務係  
☎85-6120